

○茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年3月31日

規則第6号

注 平成9年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年茅ヶ崎市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平9規則33・一部改正)

(規則で定める法律)

第2条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める法律とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(同法第3条第2項の規定により国民健康保険組合の行うものに限る。)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(平9規則33・平10規則9・平11規則11・平30規則31・一部改正)

(適用除外)

第3条 対象者が自費診療により療養の給付を受けたときは、医療費の助成は行わない。ただし、療養費の支給が行われたときは、この限りでない。

(平9規則33・一部改正)

(助成の申請)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、重度障害者医療費助成申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平9規則33・一部改正)

(支給額の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるものについて支給額を決定し、重度障害者医療費助成決定通知書を申請者に交付する。

(平9規則25・平9規則33・一部改正)

(助成費の請求)

第6条 前条の規定により決定通知書の交付を受けた者は、市長の指示に従い、助成金を請求するものとする。

(平9規則33・一部改正)

(申請及び受領の特例)

第7条 医療費の助成の申請を対象者が自らできない状況にあるときは、次の各号に掲げる者が対象者に代ってすることができる。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) その他市長が相当と認める者

2 前項の規定は、対象者が自ら助成金を受領できない場合に準用する。

(平9規則33・一部改正)

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年規則第11号)

この規則は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則 (昭和50年規則第7号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年規則第33号)

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (平成4年規則第4号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行前に改正前の規則により調製した様式については、当分の間使用することができる。

附 則 (平成6年規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に行われた療養に係る費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年規則第9号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第29号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第25号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第33号) 抄

この規則中、第2条の規定による茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第3条の改正規定は平成10年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則 (平成10年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年規則第31号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。